

関係者不在施設における防火安全対策の実効性確保に関する検討について

令和7年11月5日
消防庁予防課

第1回

第2回

第3回

情報収集・実
態把握

課題
抽出

論点整理
防火安全対策の検討

ガイドライン
(案)の検討

- ・ 関係者不在施設の情報収集、実態調査
- ・ 施設ごとのリスク特性の整理
- ・ 安全確保に資するデジタル技術に関する調査
- ・ 関係者不在施設における法的責任について
- ・ 課題の抽出

└ 第1回の議論を踏まえ、事務局にて課題を抽出し、第2回の論点整理につなげる。

- ・ 関係者不在施設における火災事例
- ・ 過去に発生した火災事例の判例から見る過失判断のポイント
- ・ 過失判断のポイント(まとめ)と防火安全対策の検討
- ・ 関係者不在施設において想定される火災危険性
- ・ 防火安全対策の実効性を確保するための方策について

P2～

P6～

P13

P14

P15

関係者不在施設における火災事例 ①

- 無作為に抽出した消防本部（50本部）に対するアンケートにおいて、関係者不在施設における火災事例があると回答のあった消防本部から情報収集を行った。

火災事例 1

※火災発生順

業態	コインランドリー
発生年月	令和4年12月
出火原因等	衣類乾燥機のバーナーの炎が周囲の綿埃に着火しその火種がドラム内に入り衣類に燃え移ったものと推定
発見・通報・初期消火の状況	・ コインランドリーの利用客が室内の黒煙及び乾燥機の中に炎を発見（発見時、利用者1名） ・ 同利用客が119番通報を行うとともに火災を周囲に知らせる ・ 同利用客が消火器を使用し初期消火を実施（失敗） ・ 同利用客は初期消火失敗により自力避難 ・ 施設関係者は、当該コインランドリーの近隣の事務所で仕事をしており、家族から火災の知らせを聞いて、出火から約30分後に現場に駆けつけ ・ 施設関係者によりバックヤードを開錠するとともに消防隊への情報提供を実施
被害状況	衣類乾燥機1台、内壁0.48㎡焼損、負傷者なし
その他	・ 防火管理者の選任義務なし ・ 所管する消防本部により、衣類乾燥機からの出火に係る再発防止策としてホームページ上で注意喚起を実施

火災事例 2

業態	スポーツジム
発生年月	令和5年4月
出火原因等	脱毛器のコンデンサ素子内部の絶縁部が劣化し発熱、出火したもの
発見・通報・初期消火の状況	・ 出火当時、利用者が5人おり、そのうちの1人が脱毛器からの出火に気づき初期消火と避難の呼びかけを実施 ・ 他の利用者が119番通報を実施 ・ 消防隊が到着後、施設関係者に連絡したところ、「遠隔監視カメラにて異常を把握していたが、遠隔地のため当日中の駆けつけ対応は不可能」との回答であり、鎮火後、遠隔操作にて施錠のみ行った（翌日の実況見分には立ち会った）
被害状況	2階内壁及び天井2㎡、脱毛器1器焼損、負傷者なし
その他	・ 防火管理者の選任義務なし ・ 再発防止策として、火災原因となった脱毛器を改修 ・ 消防本部から火災発生時の対応を強化するよう指導

関係者不在施設における火災事例 ②

※火災発生順

火災事例3

業態	スポーツジム
発生年月	令和6年2月
出火原因等	ランニングマシンの電源コードがランニングマシンと内壁の間に挟まれていたため電源プラグの差刃が変形し、電源プラグ内で差刃と配線の接続不良が起こり発火したもの(接触部過熱)
発見・通報・初期消火等の状況	・ランニングマシンを使用していた利用客が、壁から炎があがったことに気づき消火器を準備したが自然に消えた ・利用客が119番通報を実施 ・避難誘導はなし ・消防隊到着後、管理会社が駆けつけた
被害状況	ランニングマシン及び壁面の1口コンセント各一部焼損、負傷者なし
その他	・防火管理者の選任義務なし ・所管する消防本部は、電源コードを挟まないよう再発防止を指導

火災事例4

業態	コインランドリー
発生年月	令和7年1月
出火原因等	洗濯乾燥機内の油分のしみ込んだタオル等が自然発火したもの
発見・通報・初期消火の状況	・利用客が洗濯乾燥機の辺りから煙が出ていることを発見し119番通報を実施 ・初期消火及び避難誘導なし
被害状況	洗濯乾燥機内のタオル等焼損、負傷者なし
その他	・防火管理者の選任義務なし

関係者不在施設における火災事例 ③

※火災発生順

火災事例5

業態	宿泊施設
発生年月	令和7年2月
出火原因等	サウナヒーターの上方に干していた衣類が落下し、出火したもの
発見・通報・初期消火の状況	・ 施設関係者による初動対応は行われず ・ 宿泊客が消火器による初期消火(成功)と119番通報を実施 ・ 自動火災報知設備が作動し、放送設備からの火災放送を聞いた他の宿泊客も119番通報を実施 ・ 宿泊客は、放送設備からの火災放送を聞き、屋外へ自主避難 ・ 夜間における警備委託会社から連絡を受けた施設関係者が現場に駆けつけ(消防隊到着後30分以内)
被害状況	衣類焼損、負傷者なし
その他	・ 防火管理者選任義務あり ・ 再発防止策として、宿泊客に対するサウナ室内衣類乾燥禁止案内の強化及びサウナヒーター付近に衣類を掛けられないように物理的な措置をとった

火災事例6

業態	宿泊施設
発生年月	令和7年5月
出火原因等	充電式クリーナーのバッテリー(非正規品)の充電中に、バッテリー内のリチウムイオン電池が何らかの原因で発熱、発火したもの
発見・通報・初期消火等の状況	・ 近隣を散歩していた人が当該施設の玄関から煙が上がっているのを発見し、また、自動火災報知設備の鳴動音が聞こえたため119番通報し、周囲に火事である旨を周知した ・ 火事である旨を聞いた住民が、当該施設の近隣にある施設管理者の事務所に知らせ、施設管理者が駆けつけた(火災発生から10分以内) ・ 住民及び施設管理者の妻が街頭消火器と施設管理者の事務所にあった消火器を使用し、初期消火を実施(成功) ・ 火災発生時、宿泊客は外出中で、施設内は無人の状態であった
被害状況	宿泊施設1階約6㎡焼損及び収容物の一部焼損、負傷者なし
その他	・ 防火管理者の選任義務なし ・ 再発防止策として、非正規品のバッテリーを使用しないこととした

火災事例 7

業態	レンタルスペース
発生年月	令和7年7月
出火原因等	レンタルスペースの利用者Aが、誰かが置き忘れた投げ込みヒーターのプラグを、他の機器の電源プラグと間違えてコンセントに接続したため、投げ込みヒーターが稼働し、ヒーターエレメント部に接触していたクッションマットが熔融し、出火したもの
発見・通報・初期消火等の状況	・ クッションマットからの発煙に気づいた利用者Bが消火器で初期消火を実施 ・ 利用者Cが利用者Aに依頼され、119番通報を実施 ・ 避難誘導なし ・ 施設関係者の駆けつけなし(管理会社による駆けつけあり)
被害状況	クッションマット及び内壁0.01㎡焼損、負傷者なし
その他	・ 防火管理者の選任義務はあるが未選任 ・ 再発防止策は特になし

- 上記火災事例においては、施設関係者が利用者に対して避難誘導等の必要な措置を行っていないものがほとんどであり、重大な被害が生じていないものの、悪条件が重なった場合には人的被害への影響も懸念される。
- 関係者不在施設において施設関係者に求められる防火安全対策を検討し、利用者の安全を確保する必要がある。

過去に発生した火災事例の判例から見る過失の判断ポイント ①

- 関係者不在施設について、どのような項目・水準の防火安全対策が求められるか検討するに当たっての参考とするため、過去の火災の判例（刑事）において、過失の判断のポイントとなっている**予見可能性、結果回避義務（求められる注意義務）**を整理する。

※ 以下、関係者不在施設に係る火災事例ではありません（次頁以降同じ）

<個室利用型店舗> ※火災発生順

◆ …予見可能性、被告の認識
□ …結果回避義務、注意義務

No.	火災名 (発生年月日)	被告人	裁判所 判決年月日 判決内容	火災概要	認められた過失に対する判断のポイント
1	宝塚市カラオケ ボックス火災 (平成19年 1月20日)	カラオケ店 経営者	神戸地裁 平成19年 12月12日 禁錮4年	鉄骨造2階建てカラオケ店 において、同店アルバイト従 業員(1人で勤務)が1階厨房 で客に提供する軽食を調理 するため、中華鍋にサラダ油 を入れ強火で加熱し、他の 業務を行い、厨房を離れ放 置したことにより発火して火 災が発生。同店2階客室内 にいた利用客3名が死亡。	◆ 不特定多数の客の出入り、火災が拡大しやすい構造による危険の予見可能性があった ◆ 従業員の不足による火災発生危険を認識していた ◆ 厨房の改造後、ぼやや空焚きを経験していながら改善することなく放置していた □ 2階の開口部及び避難器具を設置する注意義務を負っていた(2階の窓をベニヤ板等で塞いでいた) □ 消火器を設置する注意義務を負っていた □ 消火訓練を実施し、火災を早期に消火し、客を安全な場所へ避難させる注意義務を負っていた

過去に発生した火災事例の判例から見る過失の判断ポイント ②

◆ …予見可能性、被告の認識
□ …結果回避義務、注意義務

<飲食店> ※火災発生順

No.	火災名 (発生年月日)	被告人	裁判所 判決年月日 判決内容	火災概要	認められた過失に対する判断のポイント
2	広島市メイド カフェ火災 (平成27年 10月8日)	1階飲食店 店長	広島高裁 令和3年 4月23日 禁錮3年 執行猶予5年	木造2階建て飲食店(1階:メイドカフェ及び飲食店、2階:メイドカフェ)1階の階段付近において、飲食店の店長である被告人が、ゴキブリ駆除のためにアルコール製剤をガスバーナーで点火しながら噴霧する「火炎放射行為」および「アルコール噴霧行為」を複数回行った結果、段ボール等の可燃物に着火して火災が発生し、建物が全焼。3名が死亡。 ※重過失失火、重過失致死傷被告事件	◆ 火炎放射行為による可燃物の発火危険及び本格的火災へ発展する危険を容易に予見できた ◆ 木造2階建ての古い建築物であることから建物に燃え移り死傷結果が生じる危険を容易に予見できた □ 危険行為を厳に差し控え火災の発生を未然に防止すべき注意義務を負っていた ・ 火炎放射行為と火災との因果関係が認められた ※重過失が認められた
3	糸魚川市 大規模火災 (平成28年 12月22日)	飲食店 経営者	新潟地裁 平成29年 11月15日 禁錮3年 執行猶予5年	飲食店1階厨房において、調理中の中華鍋を加熱したまま放置したことにより発火。周囲の壁及び換気ダクト等に燃え移り、さらに同建物に隣接する建物に延焼拡大し、自己の店舗及び他人所有の建造物の計147棟を焼損。※業務上過失失火被告事件	◆ 火元から離れば火災となりかねないものと容易に予想することができた □ ガスコンロの火にかけた中華鍋を離れる際に、火を消したことを確認すべき注意義務を負っていた
4	北九州市 旦過市場火災 (令和4年 8月10日)	飲食店 経営者	福岡地裁 令和6年 7月11日 禁錮2年 執行猶予4年	飲食店1階厨房において、食用油の入ったフライパンを加熱し、放置したことにより発火。周囲の壁等に燃え移り、さらに同建物に隣接する建物計29棟に延焼拡大した。 ※業務上過失失火被告事件	□ 食用油が入ったフライパンを加熱するに当たり、その場を離れずに火を調節し、火災の発生を未然に防止すべき注意義務を負っていた □ 木造建物の密集地区で飲食店を営む者として、火気の使用に当たり一層の注意が求められていた

過去に発生した火災事例の判例から見る過失の判断ポイント ③

<物品販売店舗> ※火災発生順

◆ …予見可能性、被告の認識 □ …結果回避義務、注意義務

No.	火災名 (発生年月日)	被告人	裁判所 判決年月日 判決内容	火災概要	認められた過失に対する判断のポイント
5	大阪市千日 デパートビル 火災 (昭和47年 5月13日)	㉑ デパートの 防火管理者 ㉒ キャバレーの 代表取締役 ㉓ キャバレーの 防火管理者	最高裁 平成2年 11月29日 ㉑禁錮2年6月 執行猶予3年 ㉒禁錮1年6月 執行猶予2年 ㉓禁錮1年6月 執行猶予2年	閉店後、電気工事が行われていたデパートビルの3階売場付近から火災が発生し、防火シャッターが閉鎖されていなかったことにより多量の煙が7階で営業中のキャバレーの店内に流入し、多数の死傷者(死者118名)が生じた。	□ 本件ビルの防火区画シャッター等を閉鎖し、保安係員又はこれに代わる者を立ち会わせる措置を採るべき注意義務を負っていた □ 平素から避難誘導訓練を実施しておくべき注意義務を負っていた □ 防火管理業務を適切に実施しているかどうかを具体的に監督すべき注意義務を負っていた
6	熊本市大洋 デパート 火災 (昭和48年 11月29日)	㉑ 取締役 ㉒ 3階売場課長 ㉓ 防火管理者 ※ 第1審において代表取締役社長及び筆頭常務も起訴されたが第1審公判審理前に死亡	最高裁 平成3年 11月14日 いずれも 無罪	地上9階建てデパートの避難階段(2階から3階付近)から出火し、同階段に積み重ねられた寝具などの入ったダンボールに燃え広がり、3階店内に延焼拡大。3階に陳列してあった座布団等に燃え移り、さらにエスカレーターを伝わって8階まで燃え移り、買物客や従業員ら104名が一酸化炭素中毒などにより死亡。	<㉑、㉒、㉓に過失は認められなかったが、以下の防火安全対策上の不備があった> ・ 消防計画未作成 ・ 消火、通報及び避難の訓練未実施 ・ 避難階段の未設置(増改築工事に伴って撤去された店舗本館北側の非常階段に代わる階段) ・ 非常警報設備未設置 ・ 避難器具未設置 ・ 避難経路維持不適(階段に物品多数) ・ 従業員らによる火災の通報及び避難誘導ほぼ未実施
7	尼崎市 長崎屋 百貨店火災 (平成2年 3月18日)	㉑ 店長 ㉒ 防火管理者	神戸地裁 平成5年 9月13日 禁錮2年6月 執行猶予3年	地上5階建て物品販売店舗の4階カーテン売り場から出火。4階及び5階の防火戸が開放状態であり延焼拡大し、客及び従業員の計15名が死亡。	◆ 不特定多数の客及び従業員がいることによる危険が十分予見された ◆ 可燃性の高い商品が陳列されていることによる危険が十分予見された ◆ 煙が伝送しやすい構造であることによる危険が十分予見された ◆ 防火管理者の従業員に対する指導が十分でないことを認識していた □ 管理権原者として防火管理者を指揮する注意義務を負っていた □ 防火戸が火災時に正常に作動するように維持管理する注意義務を負っていた □ 消防計画に基づく避難誘導訓練を実施させるなどし、万全の防火管理体制を確立すべき注意義務を負っていた

過去に発生した火災事例の判例から見る過失の判断ポイント ④

◆ …予見可能性、被告の認識
□ …結果回避義務、注意義務

<宿泊施設①> ※火災発生順

No.	火災名 (発生年月日)	被告人	裁判所 判決年月日 判決内容	火災概要	認められた過失に対する判断のポイント
8	神戸市旅館 池の坊 満月城火災 (昭和43年 11月2日)	代表取締役 社長	神戸地裁 昭和53年 12月25日 禁錮2年 執行猶予2年	地上4階建て旅館の2階木造部分から出火。急激に延焼拡大し30名が死亡。	◆ 規模、建物配置、構造等による火災発生時の危険は十分予見可能であった □ 自動火災報知設備を設置する注意義務を負っていた - 消防署の指導等があったにもかかわらず自動火災報知設備を設置しなかった - 注意義務違反と宿泊者の焼死との間に因果関係があった
9	郡山市磐光 ホテル火災 (昭和44年 2月5日)	支配人 (防火管理者)	仙台高裁 昭和53年 1月24日 禁錮2年 執行猶予2年	地上4階建てホテルの1階大広間舞台裏の控室から出火。ショーの準備中、たいまつからベンジンに引火し急激に延焼拡大。31名が死亡。	◆ 非常口の閉鎖による危険が予見された □ 従業員に対し、自動火災報知設備に係る操作の指導及び監督をすべき注意義務を負っていた □ 消防計画に基づく指導・訓練をつくるべき注意義務を負っていた □ 火災発生時に玄関及び非常口のドアを開放する注意義務違反を負っていた
10	白浜町 椿グランド ホテル火災 (昭和47年 2月25日)	代表取締役	和歌山地裁 昭和51年 3月30日 禁錮10月 執行猶予2年	地上7階建てホテルの木造部分、3階調理室部分から出火し、木造部分を挟んで増築されていた両側の耐火建物に延焼。宿泊客3名が死亡。	◆ 煙感知器付自動火災報知設備を設置しておらず、維持管理していないことにより、火災発生時に通報が遅れ死傷の結果を招くことが十分予見できた(当時、ホテル・旅館の火災が続発していたことから、自動火災報知設備の有効性は一般に知られていた) □ 煙感知器付自動火災報知設備を設置する注意義務を負っていた □ 熱感知器付自動火災報知設備の点検整備、管理をすべき注意義務を負っていた
11	藤原町 川治 プリンス ホテル火災 (昭和55年 11月20日)	取締役	最高裁 平成2年 11月16日 禁錮2年6月	地上5階建てホテルにおいて、建設作業員がアセチレンガス切断機を使用中、炎が婦人風呂外壁の隙間に流入し出火。火炎と煙が屋根裏から階段・廊下を通じて延焼したが、防火戸・防火区画が未設置であったことから、多量の煙や火炎が短時間に客室等に流入。宿泊客及び従業員の45名が死亡。	◆ ホテルの防火防災対策が人的にも物的にも不備であることを認識していた ◆ 建物構造、避難経路等に不案内の宿泊客等に危険が及ぶことを予見できた □ 防火管理者が選任されていなかったのであるから、必要と認められる消防計画を自ら作成し、あるいは幹部従業員に命じて作成させる注意義務を負っていた □ 消防計画に基づく避難誘導訓練を実施する注意義務を負っていた □ 建築基準法令に従い防火戸を設置し防火区画とする注意義務を負っていた

過去に発生した火災事例の判例から見る過失の判断ポイント ⑤

◆ …予見可能性、被告の認識
□ …結果回避義務、注意義務

<宿泊施設②> ※火災発生順

No.	火災名 (発生年月日)	被告人	裁判所 判決年月日 判決内容	火災概要	認められた過失に対する判断のポイント
12	千代田区 ホテル ニュージャパン 火災 (昭和57年 2月8日)	代表取締役 社長	最高裁 平成5年 11月25日 禁錮3年	地上10階建てホテルの 9階一室から宿泊客の 寝タバコの不始末により 出火し、廊下、天井裏、 客室壁面やパイプシャフ トスペースのすき間等を 通じて火煙が急速に伝 送し延焼拡大。就寝中な どの理由で逃げ遅れた 9、10階を中心とする宿 泊客ら33名が死亡。	◆ 建物の構造、避難経路等に不案内の宿泊客らに死傷の危険が及ぶことが容易に予見できた ◆ ホテルが火災発生の危険を常にはらんでいることを認識していた ◆ スプリンクラー設備も代替区画も設置されていないことを認識していた ◆ 消防計画の作成等の防火対策の不備を認識していた □ 多数人を収容する本件建物の火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するための注意義務を負っていた □ スプリンクラー設備、または代替防火区画を設置する注意義務を負っていた □ 防火管理者を指揮監督して、消防計画の作成、消防訓練、防火用・消防用設備等の点検、維持管理を行わせるなどの防火管理体制を確立しておくべき注意義務を負っていた
13	山形市 蔵王観光ホテル 火災 (昭和58年 2月21日)	代表取締役	山形地裁 昭和60年 5月8日 禁錮2年 執行猶予3年	木造地上4階建てホテルの2階トイレ暖房用電気ストーブから出火し延焼拡大。木造の老朽化建物であったことや、避難経路が複雑であったことにより避難が遅れ、11名が死亡。	◆ 木造の老朽建物であることによる危険(火災拡大危険)が予想された ◆ 避難が困難な建物構造(階段の位置関係)であることによる危険が予想された ◆ 多数の宿泊客がいることによる危険が予想された □ 自動火災報知設備が常に正常に作動しうる状態に置くよう管理すべき注意義務を負っていた
14	伊豆町ホテル 大東館火災 (昭和61年 2月11日)	①実質的経者 ②防火管理者	静岡地裁 平成5年 3月11日 ①禁錮2年 ②禁錮1年 執行猶予3年	木造地上3階建てホテル別館の1階パントリーから出火(ガスコンロ周りの壁体の低温着火)。別館全体に延焼拡大し24名が死亡。	◆ 自動火災報知設備の火災受信機の主電鈴停止スイッチが、時折り「断」の状態になっていて火災受信機が発報しても主電鈴が鳴動しないことがあるのを、かねてから知っていた □ 防火管理者を指揮して受信機取扱い等に関する指導教育を徹底し、正常に作動するように点検、整備するとともに、火災発生時に宿泊客らの安全を確保する注意義務を負っていた

過去に発生した火災事例の判例から見る過失の判断ポイント ⑥

<社会福祉施設>※火災発生順

◆ …予見可能性、被告の認識 □ …結果回避義務、注意義務

No.	火災名 (発生年月日)	被告人	裁判所 判決年月日 判決内容	火災概要	認められた過失に対する判断のポイント
15	浜川市 老人ホーム 火災 (平成21年 3月19日)	特定非営利 活動法人 理事長	前橋地裁 平成25年 1月21日 禁錮2年 執行猶予4年	木造平屋建て4棟（個室16室）からなる高齢者入居型介護施設の居室から出火し、急速に他の棟に延焼拡大。10名の入居者が死亡。	◆ 火気の使用状況や使用状況を認識していた ◆ 建物構造・材質、夜間施錠の事実、火災報知設備の不備、夜間当直職員の人数を認識していた ◆ 火災発生が発生すれば急激に拡大して、入居者の生命、身体に危害が及ぶことを十分に予見できた □ 平素から職員を指揮して避難訓練を実施し、職員間に火災発生時の避難誘導の方法等を周知徹底させる注意義務を負っていた □ 煙感知器並びにこれと連動する宿直室及び他の個室への通報装置を備えた住宅用火災警報器を設置して、火災の早期発見、通報を図る注意義務を負っていた □ 火災発生時に備え、少なくとも夜間当直職員2人を常時配置すべき注意義務を負っていた
16	札幌市 認知症 高齢者 グループ ホーム火災 (平成22年 3月13日)	施設代表者	札幌高裁 平成29年 7月27日 禁錮2年 執行猶予4年	木造地上2階建ての認知症高齢者グループホームにおいて、入居者が、1階の居間兼食堂に設置された石油ストーブ（放射熱によってその上面や前面等が高温となる床暖房の機能を備えた半密閉式石油ストーブ）の上に可燃物を置いたことにより発火。夜勤職員が消火を試みるも失敗し、建物が全焼。入居者7名が死亡。	◆ 入居者が点火した状態の本件ストーブの上面等に可燃物を置くなど、火災の原因となる危険な行動をとり、火災を発生させる可能性があることを予見することができた □ 夜間及び深夜の勤務時に、以下のいずれかにより火災の発生を未然に防止する注意義務を負っていた ・本件ストーブを点火した状態のまま、危険な行為をとりかねない入居者を居間兼食堂で寝起きなどさせ続けられないようにする ・入居者の行動を厳に監督できる体制を構築する ・ストーブの上面等が高温とならないストーブと交換する ・ストーブの上面等に可燃物を置けないようにストーブガードを設置する
17	長崎市 認知症 高齢者 グループ ホーム火災 (平成25年 2月8日)	代表取締役	長崎地裁 平成30年 2月1日 禁錮2年 執行猶予4年	鉄骨造一部木造地上4階建て、複合用途防火対象物（グループホーム、事務所、共同住宅）の2階居室から出火。開放されていた居室出入口や隣室との開口部を介して他室へ延焼。防火区画が不完全な階段室や埋め戻しが不完全なパイプスペースを介して建物全体へ拡大し、入居者5名が死亡。	◆ 建物構造の特殊性に照らし、入居者に危険が及ぶことは容易に予見できた ◆ 自力歩行困難者がいるなどの入居者の様子等に照らし、入居者に危険が及ぶことは容易に予見できた ◆ 介護職員が1名である時間帯があることにより、入居者に危険が及ぶことは容易に予見できた □ スプリンクラー設備を設置し、火災発生時における入居者等の生命、身体の安全を確保すべき注意義務を負っていた

過去に発生した火災事例の判例から見る過失の判断ポイント ⑦

<風俗営業施設>※火災発生順

◆ …予見可能性、被告の認識 □ …結果回避義務、注意義務

No.	用途	火災名 (発生年月日)	被告人	裁判所 判決年月日 判決内容	火災概要	認められた過失に対する判断のポイント
18	複合用途	新宿区 歌舞伎町 雑居ビル 火災 (平成13年 9月1日)	㉓建物所有会社の 実質的経営者 ㉔同代表取締役 ㉕3階店舗経営者 ㉖4階店舗経営者 ㉗3階店舗店長 ㉘3階店舗の 防火管理業務 従事者	東京地裁 平成20年 7月2日 ㉓㉔㉕㉖ 禁錮3年 執行猶予5年 ㉗禁錮2年 執行猶予4年 ㉘無罪	地上5階建て複合用途 ビルの3階エレベ ーターホール付近から出 火。ビルの階段や、エレ ベーターホールに置か れた大量の物品に燃え 広がり、一酸化炭素ガ スを含む多量の火煙が、 営業中の3階及び4階 の各店舗内に急速に流 入。3階及び4階の店舗 にいた客と従業員の合 計44名が、一酸化炭素 中毒死又は焼死。	◆ 階段又はエレベーターホールから出火した場合、可燃物に延焼して火災が拡大し、防火戸が自動的にかつ正常に閉鎖しなければ、火煙が営業中の各店舗内に急速に侵入し、その火煙が各店舗内の不特定多数の客及び従業員の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある状況にあることが予見できた □ 避難経路(階段・エレベーターホール)の物品を撤去する注意義務を負っていた □ 煙感知器を維持管理する注意義務を負っていた □ 防火戸を維持管理する注意義務を負っていた
19	特殊浴場	札幌市 特殊浴場 火災 (平成20年 4月28日)	店舗経営者	札幌地裁 平成23年 9月6日 禁錮1年6月 執行猶予5年	地上4階建て特殊浴場 の3階備品室電気コ ードから出火し、階段等 を通じて4階へ延焼拡 大。客及び従業員あわ せて3名が死亡。	◆ 深夜まで不特定多数の客及び従業員を收容することによる危険が容易に予見できた ◆ 内装材が木製であることによる危険が容易に予見できた ◆ 装飾品に可燃性製品が多数使用されていることによる危険が容易に予見できた ◆ 避難階段が屋内の1箇所であることによる危険が容易に予見できた □ 防火戸等を維持管理する注意義務を負っていた □ 自動火災報知設備を点検、整備、維持管理する注意義務を負っていた □ 誘導灯を点検、整備、維持管理する注意義務を負っていた □ 非常照明装置を点検、整備、維持管理する注意義務を負っていた □ 平素から従業員に避難誘導訓練を実施させるなどして、死傷者の発生を未然に防止する注意義務を負っていた

過失判断のポイント(まとめ)

- 過去の火災における判例では、収容人員の数、火気使用の有無、宿泊の有無などの建物の利用実態のほか、建物構造や避難経路の数などから火災発生時の延焼拡大危険や避難困難性を評価した上で、それぞれの防火対象物における傷害・死亡事故の発生の予見可能性や、その結果回避義務を導き出し、施設関係者の過失の有無を判断していると考えられる。
- 当該施設関係者に求められる結果回避義務については、消防法等の法令義務の遵守だけでなく、法令に義務付けられていなくとも社会通念上期待される防火管理等の取り組みまで求められる場合があり、判例によると、その求められる程度は、施設ごとの結果発生の蓋然性に応じて異なっている。
- なお、施設特性ごとに過失判断のポイントをまとめると以下のとおり。特に避難困難性に係る予見可能性については、共通して認められる傾向にある。
- また、結果回避義務（求められる注意義務）としては、各施設に応じた避難困難性等の危険を回避するために必要となる対応行動（訓練・指導を含む）や設備の設置が求められている。

施設の業態・特徴等	過失判断のポイント
(共通)全施設	● 従業員に対する教育・指導を充実させるべき注意義務が認められている ● 火災発生時の早期対応に係る注意義務が求められている
飲食店	● 火の取扱いに係る注意義務が、より求められている
物品販売店舗	● 多数の可燃性物品による延焼拡大危険について、予見可能性が認められている
就寝を伴う施設	● 火災の覚知が遅れることによる避難困難性について、予見可能性が認められている
社会福祉施設	● 火気の使用に係る注意義務が、より求められている ● 避難困難性に係る予見可能性が認められており、夜間当直職員が少ない場合、必要な人員を確保すべき注意義務が求められている
不特定多数の利用施設	● 利用客の避難困難性について、予見可能性が認められている
避難経路が複雑である施設	● 利用客の避難困難性について、予見可能性が認められている
建物構造が木造である施設	● 延焼拡大の危険性及び利用客の避難困難性について、予見可能性が認められている
避難経路が限られる施設	● 利用客の避難困難性について、予見可能性が認められている ● 避難施設の維持管理に係る注意義務が、より求められている

関係者不在施設において想定される火災危険性について

- 関係者不在施設における防火安全対策の実効性を確保する上では、施設関係者が、下記のような施設の業態、特徴等を踏まえた危険性（予見可能性）を認識した上で、当該施設の人的被害に係る結果発生の蓋然性の程度に応じて、自らがとるべき（結果回避義務としての）防火安全対策について把握できるようにすることが重要であると考えられる。

① 用途の特性から考えられる火災危険

用 途	火災危険※
カラオケボックス	・ 警報音が伝わりにくい（火災覚知の遅れ） ・ 個室（火災覚知の遅れ、避難困難性） ・ 酒気帯（火災覚知の遅れ、避難困難性） ・ 収容人員が多い（避難困難性）
インターネット カフェ	・ 個室（火災覚知の遅れ、避難困難性） ・ 警報音が伝わりにくい（火災覚知の遅れ） ・ 就寝を伴う（火災覚知の遅れ、通報の遅れ） ・ 収容人員が多い（避難困難性） ・ 可燃物が多い（早期延焼拡大危険）
コンビニエンス ストア	・ 可燃物が多い（延焼拡大危険） ・ 不特定多数の買い物客（避難困難性） ・ 通路等が混雑（避難困難性）
ホテル	・ 施設に不案内（避難困難性） ・ 宿泊者が頻繁に入替わる（避難困難性） ・ 就寝を伴う（火災覚知の遅れ、通報の遅れ） ・ 酒気帯（火災覚知の遅れ、避難困難性）
社会福祉施設	・ 就寝を伴う（火災覚知の遅れ、通報の遅れ） ・ 自力避難が困難（避難困難性）
サウナ	・ 密閉構造（避難困難性） ・ ボイラー等の多量の火気（出火危険） ・ 脱衣状態（避難困難性）
トレーニングジム	・ 電気機器の使用（出火危険） ・ 人の密集（避難困難性）

※上段(濃い青)は施行令解説に記載の危険性
下段(薄い青)はその他の考えられる危険性

② 建物構造等から考えられる火災危険

建物構造・設備	火災危険
主要構造部が木造である場合	・ 延焼拡大危険 ・ 避難困難性
地上に通じる階段が1か所である場合	・ 避難困難性
避難経路が複雑である場合	・ 避難困難性

③ 関係者が不在であることに伴う火災危険

- ・ 自動火災報知設備が作動しても関係者がすぐに対応できない。通報・初期消火・避難誘導が遅れる。
- ・ 入退出管理用のセキュリティ機器による避難障害

防火安全対策の実効性を確保するための方策について（案）

- 防火安全対策については、消防計画に書面上盛り込むのみでは実効性が保たれないおそれがあるため、実際の訓練で検証するよう促すことについて検討する。
- 検証における対応行動としては、消防機関への通報のほか、利用客に対し避難を促すなど、利用者の安全を確保するまでとすることが適当と考えられる。
- 検証の結果、一定の目標時間以内に行動が完了できなかった場合には、下表のいずれかの改善策を講じる（複数の措置を含む）ことにより、防火安全対策の実効性を確保することが有効であると考えられる。

改善策	具体的な改善策の例
防火管理体制の変更	➤ 常駐勤務者の配置 ➤ 駆けつけ者の待機場所の変更 ➤ 駆けつけ手段・経路の変更 等
設備等の強化	➤ 自動火災報知設備の遠隔移報装置の導入 ➤ 遠隔監視設備（カメラ等）の設置 ➤ 自動火災報知設備と連動した火災通報装置の設置 ➤ 放送設備のスピーカーを各客室内に設置 ➤ 一斉電話等を各客室内に設置 ➤ デジタル技術を活用した、関係者の早期覚知及び利用者への早期伝達 等
訓練による対応時間の短縮	➤ 火災伝達訓練回数増による対応速度の向上

対象

消防法施行令別表第1（5）項イに掲げる宿泊施設（同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）で、営業時間中に施設従業員が不在となる時間帯があるもの

なお、施設従業員が不在とならない宿泊施設であっても、利用者の防火安全確保のため、当該防火対象物の位置、構造、設備の状況及び管理の状況から、省人化による人員体制に応じた消火、通報及び避難誘導等の効果的な自衛消防活動に配慮する必要があるものについては、本ガイドラインを参考に安全性の向上を図る

ガイドラインに示す防火安全対策の概要

項目	対策
(1) 利用者に対する情報の提供	・ 利用者に対して、関係者が不在となる旨やその時間帯を周知 ➡利用者が、宿泊時またはその前に関係者不在となることを認識できるような措置
(2) 平時の火災予防	・ 火気使用器具の取扱いや喫煙ルール等について周知するとともに、定期的な清掃や巡回等を実施 ➡火災の発生を未然に防ぎ、被害の拡大を最小限に抑制
(3) 火災発生時の応急対策 ア 避難誘導 イ 通報 ウ 初期消火 エ 消防隊への情報提供	ア 火災の早期覚知し駆けつける体制（自動火災報知設備の遠隔移報装置や遠隔監視等）や、避難を促す体制（放送設備や遠隔からのアナウンス等）の構築 イ 火災を早期に覚知し消防機関に通報する体制の構築 ウ 早期駆けつけや、利用者に対する消火器等の設置位置の周知による初期消火対策 エ 避難者や逃げ遅れ情報を消防隊に情報提供するための対策
(4) 教育・訓練体制	・ 火災発生時に適切な対応行動がとれるよう、施設の実情に応じた定期的な教育・訓練を実施
(5) デジタル技術等による実効性向上	・ 自衛消防活動や利用者の避難に有効となるデジタル技術の活用により、防火安全対策の実効性を確保 ・ 外国人来訪者や障害者等の利用が想定される施設においては、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に示す取組を進める。

(参考) 個室型店舗等における消防訓練マニュアル

「個室型店舗等における消防訓練マニュアル等の作成に係る検討会」
(事務局：(一財)日本消防設備安全センター)により作成(平成21年6月)

対象

不特定多数の利用客の存在により適切な防火管理体制が必要とされる防火対象物で、消防法施行令別表第1(2)項二((16)項イにある部分を含む。)に掲げる店舗のうち内部構造が個室状に区切られた防火対象物(以下「個室型店舗等」という。)とする。

考え方

このマニュアルの基本的な考え方は、火災発生時に消防活動を行うこととなる従業員がとるべき対応事項を示すとともに、個室型店舗等での火災の特性を勘案して特に避難開始までの目標とする時間を設定し、この時間内に所要の対応事項が行われるかどうかを検証するものである。

対応事項

- 1 目標とする時間内に必要な事項
 - ①出火場所の確認 ②現場の確認
 - ③消防機関への通報 ④情報伝達及び避難誘導
- 2 消防訓練に必要な対応事項
 - ①避難誘導等 ②区画の形成
 - ③初期消火 ④消防隊への情報提供

目標時間の考え方

個室型店舗等のすべての部分で利用客の避難行動を確実に開始させるために従業員が、警報設備の作動に続いて「叫ぶ」及び「ドアを強打する」等の行動をとり終えるまでの目標時間を **90 秒** とする。

個室型店舗の消防訓練フロー図

